

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：紀宝町長・紀宝町議会議長・紀宝町教育委員会・紀宝町選挙管理委員会
紀宝町監査委員・紀宝町公平委員会・紀宝町農業員会・紀宝町水道事業管理者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.4%
全職員	69.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	86.9%
本庁課長補佐相当職	98.8%
本庁係長相当職	106.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	88.3%
26～30年	92.1%
21～25年	96.1%
16～20年	73.4%
11～15年	78.6%
6～10年	99.7%
1～5年	94.9%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員を数える単位として「時間」を用いて換算している。
- ・全職員中に占める任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女別の割合は、男性27%に対し女性73%となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・(1)役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には女性職員がいないため「—」と記載している。
- ・(2)勤続年数別「36年以上」区分には該当職員がいないため「—」と記載している。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。